

- 「中間まとめ（案）」を踏まえつつ、以下の論点等※について、次回以降ご議論いただきたい。
※法において重要な運用を含む。

1 これまでの本委員会を踏まえて考えられる論点

- **土壤汚染のおそれの区分の分類**
特定有害物質の取扱の状況などから試料採取等調査が不要と考えられる場所について
- **自然由来汚染土壤の判断の考え方**
自然由来の土壤汚染と判断できる場合について
- **要措置区域等における措置の方法及び解除要件**
要措置区域における措置後のモニタリングの期間の見直しや、形質変更時要届出区域の解除要件について

2 その他考えられる論点

- **土地の一部が売却された場合の法第3条第1項の調査義務**
現に特定施設がある事業場の土地の一部が切り売りされた際に、当該土地に係る法第3条第1項の調査義務が発生する時点について
- **法第3条第1項ただし書の要件**
法第3条第1項ただし書の確認を受けられる土地の利用方法の1つである、「有害物質使用特定施設の設置者の居住の用に供されている場合」の要件の見直しについて
- **汚染土壤処理業者の業の休止・廃止時の扱い**
汚染土壤処理業者の業の休止時の取扱いの明確化及び処理施設の種類に応じて求めるべき廃止時の汚染拡散防止措置について
- **管理票及び法第16条搬出届出書に係る運用等**
管理票の送付期限及び汚染土壤の搬出に係る届出書の変更届出について

上記論点は一例であり、必要に応じて論点の見直し等を行う。

第7回（令和8年1月28日）

- これまでの議論の中間まとめ



第8回以降（令和8年春～秋頃）

- 追加的な論点に関する検討

※複数回に分けて論点、方向性に関する審議を実施

令和8年冬頃（予定）

- 答申の取りまとめ